

名張市奨学金条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

本市の奨学金制度は、昭和41年度に高校生奨学金、昭和44年度に大学生奨学金の支給を開始し、その後、平成23年度から貸付奨学金を開始しました。貸付奨学金の現状は、高等学校等に在籍中の者は0人、大学等に在籍中の者は1人となっており、償還中の者（据置き期間中等の者を含みます。）は28人となっています。

現在、国、県、社会福祉協議会などの奨学金等の制度が充実してきたことや本市と同水準の貸付けが行われている状況を踏まえ、本市の貸付奨学金の施策は、一定の役割を終えたものとして、貸付奨学金を廃止することとします。

なお、貸付奨学金に係る相談等があった場合については、類似の制度を案内するなど、学生が困窮することがないように丁寧に対応することとします。

また、今回の改正に併せて、延滞金に関する算定方法を地方税法の例によって行うよう規定を整理します。

2. 改正内容

貸付奨学金に関する項目及び文言を削除します。

また、貸付奨学金の償還又は返還を納期限までに行わなかった場合の延滞金について、下表のとおり改正します。

内容	改正前	改正後
延滞金の算定基礎額	延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
延滞金の確定金額	延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

なお、高校生への支給奨学金に関して、変更はありません。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。